

IFRS 第13号「公正価値測定」 の解説

まるおか たけし
ASBJ 専門研究員 丸岡 健

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は2011年5月12日に、国際財務報告基準第13号「公正価値測定」（以下「本基準」又は「IFRS 第13号」という。）を公表した。米国財務会計基準審議会（FASB）も同日、会計基準更新書（ASU）第2011-04号を公表して、Topic820（公正価値測定）に関して同様の改正を行っている。

本稿では本基準の概要について解説するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

1 本基準公表の経緯—FASBとの共同プロジェクト（MoU項目）—

IASBとFASBは2006年2月に合意された覚書（MoU）で、公正価値測定をMoU項目と位置づけた。これを受け、FASBでは、2006年9月に財務会計基準書（SFAS）第157号「公正価値測定」（現在は、Topic820）を公表し、公正価値の概念や公正価値の算定方法を明確化するとともに、公正価値に関する開示の拡充が

行われた。一方、IASBでは、このSFAS第157号をベースとして、2006年11月にディスカッション・ペーパー「公正価値測定」、2009年5月には公開草案（以下「IASBのED」という。）を公表した¹。IASBとFASBは、2009年10月の合同審議で、公正価値測定の基準を開発することに合意し、2010年1月に合同の審議を開始した。合同審議を踏まえ、IASBは2010年6月に限定的な再公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」を、同年8月にこれまでの審議を取り纏めたスタッフドラフトを公表した。一方、FASBは同年6月にTopic820を改訂する公開草案を公表した。両者は2010年10月から合同審議を再開し、今般、それぞれが最終基準書を公表した。

2 本基準書の内容

(1) 目的

本基準の目的は、以下のとおりである（1項）。

- 公正価値を定義する
- 単一のIFRSで公正価値の測定に関するフレームワークを示す

1 金融危機対応としてIASBは、金融商品についてSFAS第157号同様のレベル別開示を先行導入した（2009年3月IFRS第7号の修正）。

- 公正価値測定に関する開示を求める

(2) 範囲

本基準は、他の IFRS で公正価値測定又は公正価値測定に関する開示を要求又は許容している場合に適用される (5 項)。本基準は、どういった場合に公正価値測定するか (すなわち、会計処理) を定めるものではなく、どのように公正価値測定するか又はどのように開示するかを定めるものである (IN4 項、BC8 項)。

(3) 公正価値の定義

① 公正価値の定義

公正価値は次のとおり定義されている (9 項)。

<図表 1：公正価値の定義>

測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格

② 公正価値測定の基本的な考え方

同定義は次の考え方が基礎となっている。

- 公正価値は、市場を基礎とした測定であり、企業固有の測定ではない (IN9 項、BC31 項)
- 公正価値測定の目的は、資産を保有しているか又は当該負債を負っている市場参加者の観点からの測定日現在の出口価格を推定することである (BC28 項)
- 観察可能な価格がない場合には、企業は公正価値を他の評価技法を用いて測定するが、その評価技法は、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限とし、観察不能なインプットの使用を最小限とする (IN10 項、61 項、67 項)
- 公正価値は市場を基礎とする測定であるため、市場参加者が当該資産又は負債の価格付けを

行う際に用いるであろう仮定 (リスクに関する仮定を含む。) を用いて測定する (IN9 項、69 項、BC149 項)

- 資産を保持するか負債を決済又はその他の方法で履行するという企業の意図は、公正価値の測定には関連しない (IN9 項)

(4) 公正価値の測定

① 評価技法

観察可能な価格がない場合には、企業は公正価値を他の評価技法を用いて測定する。その評価技法は、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限とし、観察不能なインプットの使用を最小限とする必要がある (61 項)。

評価技法には次の 3 つがある。

<図表 2：評価技法> (62 項、B5 項から B11 項)

評価技法	内容
マーケットアプローチ	同一の又は比較可能な (すなわち、類似の) 資産、負債又は資産と負債のグループ (事業など) に関わる市場取引で生み出される価格その他の関連性のある情報を用いる手法 「類似資産から算出される市場倍率を用いる手法」「マトリックス・プライシング」など
コストアプローチ	資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額 (現在再調達原価と呼ばれることが多い) を反映する手法
インカムアプローチ	将来の金額 (例えば、キャッシュ・フロー又は収益及び費用) を単一の現在の (すなわち、割引後の) 金額に変換する方法 「現在価値技法」、「オプション価格算定モデル」、「複数期間超過収益法 (一部の無形資産の公正価値の測定に使用される)」など

② 公正価値ヒエラルキー

評価技法に用いられるインプットは、観察可

＜図表 3：インプットの高階層キー＞

分類	観察可能性	具体的なインプット	
レベル 1	観察可能	活発な市場	• 同一の資産又は負債の公表価格
レベル 2			• 類似の資産又は負債の公表価格
		活発でない市場	• 同一の又は類似の資産又は負債の公表価格
レベル 3	観察不能	<ul style="list-style-type: none"> • 公表価格以外の観察可能なインプット • 相関関係等に基づく方法を用いて観察可能な市場データから得られた又は裏付けられたインプット 	

能なインプットを最大限利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にしなければならない。図表 3 のとおり 3 つのレベルに分類の上、レベル 1 からレベル 3 の順に優先順位付けを行い、公正価値の算定を行う。レベル分けは、公正価値を測定するために用いられる評価技法ではなく、評価技法へのインプットの優先順位づけを行うものである（72 項、76 項から 90 項）。

算定された公正価値は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、図表 4 のとおり 3 つのレベルに分類する。また、評価技法に複数のレベルのインプットが用いられた場合は、その算定に重要な影響を与えるインプットが属する最も低いレベルに分類する（73 項から 75 項）。

なお、分類の結果レベル 3 の公正価値とされたものは、レベル 1 よりも企業による見積要素が強く、算定結果の不確実性が高いと考えられるため、それを補うためにレベル 3 の公正価値についてはより詳細な開示を求めている。

＜図表 4：公正価値の高階層キー＞

レベル 1	その算定においてレベル 1 のインプットをそのまま用いた公正価値
レベル 2	その算定においてレベル 2 のインプット

	トが重要となる公正価値
レベル 3	その算定においてレベル 3 のインプットが重要となる公正価値

(5) 開示

① 対象

毎期継続的に公正価値測定している資産又は負債に加え、当期において一時的に公正価値測定している資産又は負債も対象としている。また、当期において公正価値を注記しているものも対象としている（91 項）。

② 開示項目

要求されている開示項目は概ね次頁図表 5 のとおりである（93 項から 99 項）。

レベル 3 の資産及び負債は調整表に加え、定量情報や感応度分析など詳細な開示が要求されている。

(6) 適用時期

本基準は 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用する（早期適用可）²（C1 項）。

(7) 教育的ガイダンスの作成計画

2013 年 1 月からの円滑実施を期して、2012

2 ASU 第 2011-04 号は 2012 年 1 月 1 日後開始する事業年度から適用する（早期適用不可）。

<図表 5: 開示項目>

項 目	内 容
レベル別残高	<ul style="list-style-type: none"> • レベル別の公正価値測定額
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> • 公正価値算定に用いた評価技法とインプットの情報 • 評価技法に変更がある場合（マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更等）にその旨及び変更の理由
レベル3の詳細開示	<ul style="list-style-type: none"> • 期首残高と期末残高の調整表 • インプットの定量情報 • インプットの感応度分析（定性分析） • インプットの感応度分析（定量分析）（金融商品のみ） • 評価手続（内部統制）
その他の開示	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の使用が最有効使用でない場合にその旨及びその理由 • 公正価値を正味ポジションで測定した場合にその旨 • 第三者の信用補完のある負債の測定に関する注記

年上半期を目途に公正価値測定の教育的ガイダンスを作成する計画が、2011年10月のボード会議において承認された。これは主として、公正価値測定の実務慣行が確立していない新興国からの要求に応えたものである。

おわりに

本基準の公表により、これまで各基準ごとに定められていた公正価値の定義や測定方法が一元化されるとともに、公正価値の開示項目の充実が図られた。すなわち、①公正価値を市場参加者の観点からの出口価格と定義（定義の一元

化）、②公正価値測定にあたっては観察可能価格やインプットを優先して使用することとし（測定方法の一元化）、③使用した価格やインプットが観察可能か否かに応じて公正価値測定のヒエラルキー（レベル1、2、3）を定め、レベル別開示を求めている（公正価値開示の充実）。

FASBもTopic820に対して同様の改正を行っており、これにより公正価値測定のコンバージェンスが実質的に収斂した。

また、本基準の教育的ガイダンスの作成が予定されている。これにより、本基準の具体的な適用方法が明確化され、実務面の懸念が解消されることが期待される。